養父市社会福祉協議会訪問介護事業所運営規程

平成 21 年 6 月 26 日制定規程第 7 号 平成 23 年 11 月 24 日制定規程第 1 号 平成 27 年 10 月 28 日規程第 1 号 令和元年 11 月 22 日規程第 2 号

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人養父市社会福祉協議会が開設する訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護〈指定訪問型介護予防サービス〉事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある利用者に対し、適正な指定訪問介護〈指定訪問型介護予防サービス〉を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問介護事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 指定訪問型介護予防サービス事業所の訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅に おいて、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自 立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわ たる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機 能の維持又は向上を目指す。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 養父市社会福祉協議会訪問介護事業所
 - (2) 所在地 兵庫県養父市八鹿町下網場 320 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 2名以上
- サービス提供責任者は、事業所に対する事業の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員 に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行う。
- (3) 訪問介護員等 介護福祉士 10名以上とする 訪問介護員等は、訪問介護計画に基づき訪問介護の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く
 - (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

なお、サービスを提供する時間は365日、24時間とする。

(訪問介護〈指定訪問型介護予防サービス〉の内容)

- 第6条 指定訪問介護〈指定訪問型介護予防サービス〉の内容は次のとおりとする。
 - (1) 身体介護
 - (2) 生活援助

(利用料等)

- 第7条 指定訪問介護〈指定訪問型介護予防サービス〉を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護〈訪問型介護予防サービス〉が法 定代理受領サービスであるときは、その1割から3割いずれかの額とする。
- 2 次条に規定する通常の実施地域を越えて行う指定訪問介護〈指定訪問型介護予防サービス〉に要した交通費は、市境界線から1キロメートルごとに50円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明 した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、養父市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 訪問介護員等は、訪問介護〈訪問型介護予防サービス〉の実施中に、利用者の状態 に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずる とともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 指定訪問介護〈指定訪問型介護予防サービス〉の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第 10 条 指定訪問介護〈指定訪問型介護予防サービス〉の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働 省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイド ライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 12 条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるも

- のとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年4回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従 業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の 内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
- 2 「養父市社会福祉協議会八鹿訪問介護事業所運営規程」(平成 16 年度規程第 19 号)、「養 父市社会福祉協議会大屋ヘルパーステーション運営規程」(平成 16 年度規程第 20 号)、「養 父市社会福祉協議会関宮訪問介護事業所運営規程」(平成 16 年度規程第 21 号) は、平成 21 年 5 月 31 日をもって廃止する。

附 則(平成23年11月24日制定規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成 27 年 10 月 28 日規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則(令和元年11月22日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。